平成 21年 12月 21日 全国電力関連産業労働組合総連合

- 1. ポスト京都議定書の国際的な枠組みづくりを目指した国連気候変動枠組条約第15回締約国会議(COP15)が19日、閉幕した。会期を大きく超過する激しい議論の末、産業革命以降の気温上昇の上限目標や先進国の削減目標の強化、先進国から途上国への資金提供や途上国の削減行動計画の設定等を柱とする「コペンハーゲン合意」に「留意する」というギリギリの決着が図られた。
- 2. 電力総連はこれまで、米国や中国等を含めた全ての主要排出国が参加する公平かつ公正で実効性ある国際枠組みづくり、実現可能性や国民の受容性等に十分配慮された削減目標の設定等を求め、国内外に対し我々の考え方を積極的に発信するなど、構成総連・加盟組合一丸となった取組を展開してきた。

こうした中、電力総連は、連合参加団として直接現地に赴き、「公正な移行」や「社会対話」の重要性を訴える I TUC (国際労働組合総連合)の一員としての役割を担った。そして、COP15 の交渉途上では、「京都議定書 延長の回避」や「他の国や地域との公平性の担保」を求める観点から、「COP15 連合参加団声明」を発表し、小沢環境大臣、増子経済産業・福山外務両副大臣に対し申し入れを行うなど、必要な対応に努めてきた。あわせて、 I CEM (国際化学エネルギー鉱山一般労連)に対し、気候変動問題への今後の対応に関する電力総連の考え方に ついて要請を行った。

3. 今般のCOP15 においては、先進国と途上国との対立や主要排出国間の国益のぶつかり合いなど、あらためて気候変動問題に対し国際社会が一致して取り組むことの困難さが浮き彫りとなった。このような中、我々が求めてきた公平・公正な基準による全世界的な枠組みづくりが実現しなかったことは残念である。

なお、日本政府代表団の一貫した取組により、懸念されていた京都議定書の延長という事態は回避されたものの、 法的拘束力ある合意が単に先送りされたに過ぎない。来年以降に持ち越された今後の交渉の動向次第では、我が国 だけが突出した費用負担と雇用への悪影響を背負わされる一方、世界全体の温室効果ガス排出削減には逆行すると いう懸念は未だ払拭されていない。

特に、今後、国連条約事務局への報告が求められる2020年に向けた「中期目標」については、COP15の教訓を踏まえるとともに、その達成のための具体的道筋の早急な提示と国民生活あるいは経済・産業活動への影響の精査がなされた上で、広範な当事者の参加による国民的議論を通じて合意形成がなされたものでなければならない。

- 4. 一方、鳩山総理大臣が「90 年比マイナス 25%」という削減目標を表明して以降、「地球温暖化対策税」や「再生可能エネルギーの全量買取制度」「キャップ&トレード式の排出量取引制度」など様々な施策の検討が進められようとしているが、地球温暖化対策は、「経済と環境の両立」の原則のもと、すべての施策を横断的に検討し、国民負担を含めた全体像が示された上で、「中期目標」と同様に、広く国民的議論を経て合意形成を図ることが極めて重要である。
- 5. 電力総連は、持続可能な国際社会に向けて、「3 E」、つまり、「エネルギー安全保障(Energy Security)」「地球環境保全(Environmental Conservation)」「経済成長(Economic Growth)」の同時達成を目指し、そのカギを握る我が国の優れたエネルギー・環境技術の更なる深化を通じ、気候変動問題の解決に引き続き全力で取り組んでいく決意である。

 以 上